

台湾茶ニュース

今季の生産状況報告

今年は暖冬の影響により、2、3月には春雨が頻繁に振ったことでやや寒く、更に2月には寒波が数度訪れ、春節後から3月初旬まで続いた天気は少し異常で、季節の変わり目は比較的分かりにくかった。今年の天候不良は冬眠期の茶樹にとって、適度な休養を与えることが出来ず、更に病虫害の防除にもあまり役には立たなかったことから、新品種の早春茶は3月初旬にはあまり出回らず、品質は標準並みではあった。春茶の生産は大雨の停留等により、各地の茶葉が同時に大量発売される。

国内用茶葉の生産地南投縣名間郷等の地区では、新品種の早春茶は3月初旬というやや早目に市場に出回り、お茶好きに初物の茶葉を提供することが出来た。その他の文山茶区、凍頂及び高山茶区の烏龍種の収穫及び北部の大量生産エリアに至っては、4月中旬以降にまで生産が延期された。3月中、各産地では続々と茶園の整備作業に取り組み、中部の梅山と名間茶区だけで早春茶の生産が始まった。しかし、天候不良により、今年の早春茶の生産量は少なく、品質も普通であった為、茶葉価格は上がらなかった。農政機関と台湾区製茶組合は積極的に輸入を発展させ、3月6日から9日に行われたFOODEX JAPAN 2012では合計6メーカーが出展し、更に「台湾銘茶」発表会でも日本のお茶関連業者により賑わいを見せ、展示会では予想どおりの効果が期待出来ると考えられている。

お茶の大量生産エリアの茶園での整備作業は、規模の比較的大きい茶園でのみ実施され、少数の製茶工場でも設備のメンテナンスの準備を積極的に進めている。生産茶葉はこれまで同様、緑茶型の包種茶と珠茶が主流で、僅かながら煎茶も生産されている。

国内外の販売状況：輸出量は再度過去最高を記録 無糖飲料茶葉の業績は成長中

輸出茶葉：日本への輸出茶葉は昨年東日本大震災や放射能の影響から、市場は景気不振に陥っており、今年回復出来るかどうかは未だ不明である。清香の烏龍茶と副茶類は、景気の縮小及び残留農薬の問題により、昨年日本への販売状況は明らかに衰退した。しかし、ギフトや通信販売等の販売状況は上向き傾向である。その他欧米、カナダ地区に輸出されている清香茶葉、白毫烏龍茶及び番庄烏龍茶の売れ行きは安定していると言える。中国大陸はECFA締結後、輸出が大幅に上昇し、更に個人旅行が解放されてからは土産物としての無限の商機が見込める。

輸入茶葉：輸入茶はいまだに紅茶、花茶等の飲料用茶葉原料が主流であり、一部珠茶及びリーフタイプの高級紅茶も輸入されている。

飲料茶葉：国内外のお茶を飲む習慣の変化により、簡便性を追求する缶飲料が今年は無糖茶葉飲料が主流となり、特に紅茶、しかもストレートティが人気である。今後抽出技術が進歩すれば、今後市場の拡大も期待出来るであろう。

引用：2012年3月号 茶訊

中国茶葉分会 日本に残留農薬基準を引き上げる交渉か

2月17日、日本の厚生労働省医薬食品局は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（食品中の農薬<トリアゾホス>の残留基準設定）」に関する意見を募集した。この修正案は茶葉に含まれるトリアゾホスの残留基準を現行の0.05ppmから「一律基準」の0.01ppmに引き上げるといふものだ。トリアゾホスは日本では登録されていない農薬で、今回の基準値修正は日本国内の茶葉生産者には影響が出ないものの、中国ではトリアゾホスは耕地、綿及び果実樹等の作物に広く使用され、茶園も周辺耕地からのドリップの影響を受ける為、茶葉からも検出されやすい。一度基準が改正されると、中国から日本に輸出する際、返品や廃棄処理に遭うリスクは大幅に上昇する。

注意すべきは、今回のトリアゾホスの基準の修正は、そば等の日本の消費者の日常生活に関係する敏感な商品においては、「一律基準」は採用されない。これに鑑みて、分会は商務部や国家質検総局に対して積極的に報告し、政府としても重要な問題であるとの認識を高め、4月9日～12日の予定で日本を訪問し、厚生労働省での交渉をする予定である。日本にある中国大使館経商参処は今回の交渉活動全てに参加する。日本国際貿易促進協会、日本烏龍茶輸入協議会も積極的に業界の意思を厚生労働省に伝え、トリアゾホスの現行基準を維持出来るよう協議を進めている。

引用：中国茶葉分会秘書室

中国青年報：中国の残留農薬基準は海外と大きな差

国際環境NGOグリーンピースが報じた中国の茶葉企業での残留農薬レポートにより、リプトンの緑茶、ジャスミン茶及び鉄観音茶のティーバッグから茶葉への使用を禁じられている毒性の強い農薬「メソミル」が検出された。このレポートでは、同時に中国の現行の茶葉衛生基準における残留農薬基準は明らかにEU等の国家や地域よりも低く、中国農業部が定める農薬使用禁止令及び衛生部が定める農薬の農薬最大残留基準値とでは基準が異なるということが指摘された。

これに対し、中国茶産業流通協会の秘書長 吳錫端は、「農薬残留」と「農薬基準値オーバー」は2つの異なる概念であるが、確かにEUと国内での基準は異なるという点については認めた。

上述の問題が指摘しているのは、食品の残留農薬基準制定における理論的根拠と基準の統一である。「残留農薬」と「農薬基準値オーバー」は確かに異なる概念である為、「残留農薬の基準値オーバー」に関する問題について話し合う必要がある。茶葉を含めた国内の多くの食品は、全て残留農薬の基準値オーバーの問題があり、EU或いは他の国家基準（国際基準）、又、国内基準の超過である。

残留農薬基準を制定する際、一、人体の健康保障；二、環境保護；三、有質農業規範に達している必要がある。国際的には統一された食品残留農薬基準と方程式があり、国際食品規格委員会（CAC）下に設けられた合同残留農薬専門委員会及び残留農薬規格委員会は、食品中の農薬最大残留基準値の制定及び協調を専門的に行っている。合同委員会では農薬の毒理学